

入札公告

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 5 年 6 月 20 日

淡路広域消防事務組合
管理者 上崎 勝規

記

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|---|
| (1) 物品番号 | 淡消物第 05012 号 |
| (2) 業務名称 | 洲本消防署救急自動車購入 |
| (3) 納入場所 | 淡路広域消防事務組合消防本部（洲本市塩屋 1 丁目 2 番 32 号） |
| (4) 納入期限 | 契約締結の日から令和 6 年 1 月 31 日まで |
| (5) 業務概要 | 高規格救急自動車 1 台・高度救命処置用資機材
※詳しくは仕様書等を参照すること。 |
| (6) 入札方式 | 制限付一般競争入札 |
| (7) 最低制限価格 | 無 |
| (8) 契約締結条件 | 落札決定の日から 7 日以内に契約を締結する。ただし、本契約が淡路広域消防事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 48 年 2 月 26 日条例第 16 号）第 2 条に規定する議会に付すべき契約に該当する場合は、7 日以内に仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。 |
| (9) 支払条件 | |
| ア 前払金 | 無 |
| イ 部分払 | 無 |
| (10) 入札保証金 | 淡路広域消防事務組合財務規則（昭和 48 年規則第 11 号。以下「規則」という。）第 82 条第 2 項第 3 号の規定により免除とする。 |
| (11) 契約保証金 | 規則第 99 条の規定による。 |

2 入札参加条件

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 公告日現在、淡路島内 3 市のいずれかにおいて、「入札参加資格者名簿」に登録されている

ること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しないこと。
- (3) 淡路島内 3 市のいずれかにおいて、指名停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 公告日現在、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

3 入札手続全体の流れ

(1) 入札参加申込書の交付

- ア 交付場所 洲本市塩屋 1 丁目 2 番 32 号
淡路広域消防事務組合 消防本部総務課財政係（消防庁舎 3 階）
当組合ホームページからもダウンロードできる。
- イ 交付期間 令和 5 年 6 月 20 日（火）から令和 5 年 6 月 30 日（金）まで（※）

（※）午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時の間、及び土日・祝祭日を除く。）以下同じ。

(2) 入札参加申込

- ア 提出期間 令和 5 年 6 月 20 日（火）から令和 5 年 6 月 30 日（金）まで（※）
- イ 提出場所 洲本市塩屋 1 丁目 2 番 3 2 号
淡路広域消防事務組合 消防本部総務課財政係（消防庁舎 3 階）
TEL : 0799-24-0236 FAX : 0799-24-4860
- ウ 提出方法 入札参加申込書は、持参により提出すること。

(3) 仕様書等の配布

- ア 配布期間 令和 5 年 6 月 20 日（火）から令和 5 年 7 月 11 日（火）まで
- イ 配布方法 参加申込者に対し、総務課窓口で配布又は、当組合ホームページからのダウンロードとする。

(4) 質問書の提出

- ア 提出期間 令和 5 年 6 月 20 日（火）から令和 5 年 6 月 30 日（金）まで（※）
- イ 提出方法 質問書の提出は持参又は F A X とし、F A X による場合は送付の旨を電話により連絡すること。

(5) 質問に対する回答書の公表

- 回答方法 原則として質問書提出期限の翌日から起算して 3 日以内（土日・祝祭日を除く。）に、入札参加申込者全員に対して F A X 送信により行う。

(6) 入札の日時及び場所

- ア 入札日時 令和 5 年 7 月 12 日（水）10 時 00 分
- イ 入札場所 淡路広域消防事務組合 消防庁舎 3 階多目的室
- ウ 入札方法 入札書の持参による提出
- エ 提出書類 入札書及び内訳書（内訳書は任意様式で可）

オ 委任状 代理人が入札書を提出する場合には、併せて委任状を提出しなければならない。

4 入札に関する注意事項

- (1) 入札回数は、再入札を含め2回とする。
- (2) 再入札は入札日当日に行うこととし、参加対象者は、第1回目の入札に参加し、有効な入札をした者とする。
- (3) 入札書に記載する金額はアラビア数字で表示すること。
- (4) 入札書に記載する額は、消費税抜額とすること。
- (5) 入札書を入札箱に投入した後においては入札書の書き換え、引き換え又は、撤回することはできない。
- (6) 同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (7) 談合等により公正な入札の執行ができないと認められるとき、又は天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。

5 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加申込書に虚偽の記載をした者がした入札
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- (4) 談合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明でない入札
- (6) 入札は、入札書を入札に付する事項ごとに作成して、これを封書にし、直接提出すること。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を契約担当者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) その他手続等に不備のある入札

6 入札担当課（係）（問い合わせ先）

〒656-0021 洲本市塩屋1丁目2番32号
淡路広域消防事務組合消防本部総務課 財政係（消防庁舎3階）
TEL:0799-24-0236 FAX:0799-24-4860